

# 令和7年度自治体検診事務デジタル化 先行実証事業システム概要説明

健康管理システム等ベンダ向けシステム概要

## 本資料の位置づけ

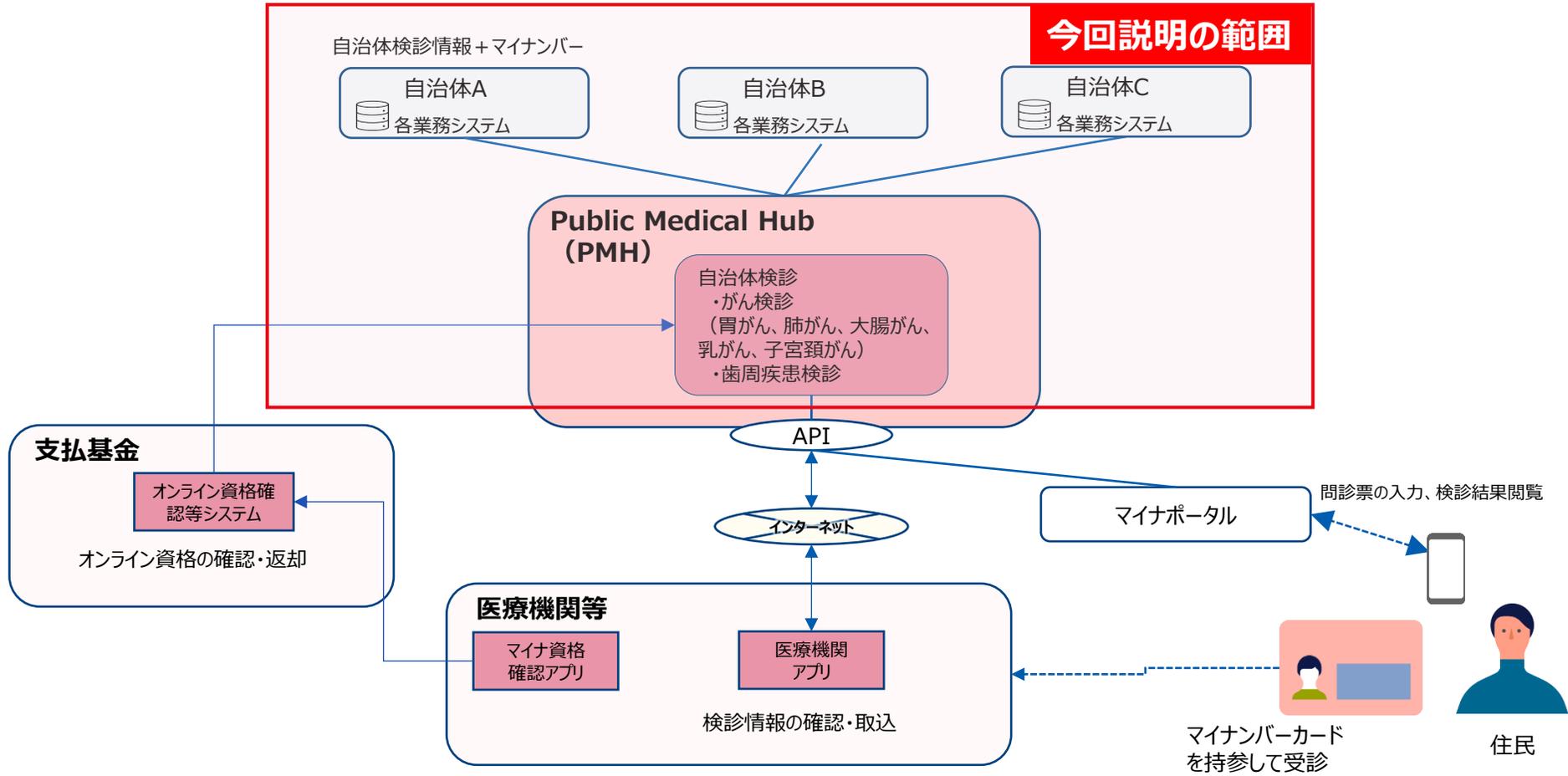
- 本資料は、令和7年度の先行事業についての理解を深めていただくため、現在の検討状況の情報を提供するものである。
- Public Medical Hub（以下、PMHと言う。）との接続仕様に関しては、別紙をご確認頂きたい。

## 目次

1. サービス概要図と今回説明の範囲
  2. 令和7年度に対象となる検診
  3. PMH導入後の業務運用イメージ
  4. 各機能で取り扱うデータ
  5. 健康管理システムに求める機能内容
  6. 機能追加時の留意点
- Appendix # 1～2

# 1. サービス概要図と今回説明の範囲

- PMHとは、自治体検診の問診票・検診結果の情報を自治体/医療機関/受診対象者間で情報連携するための仕組みである。
- 令和7年度先行実証事業における関係者は以下の通り。本説明会では、以下の図の赤線で囲った部分について説明する。



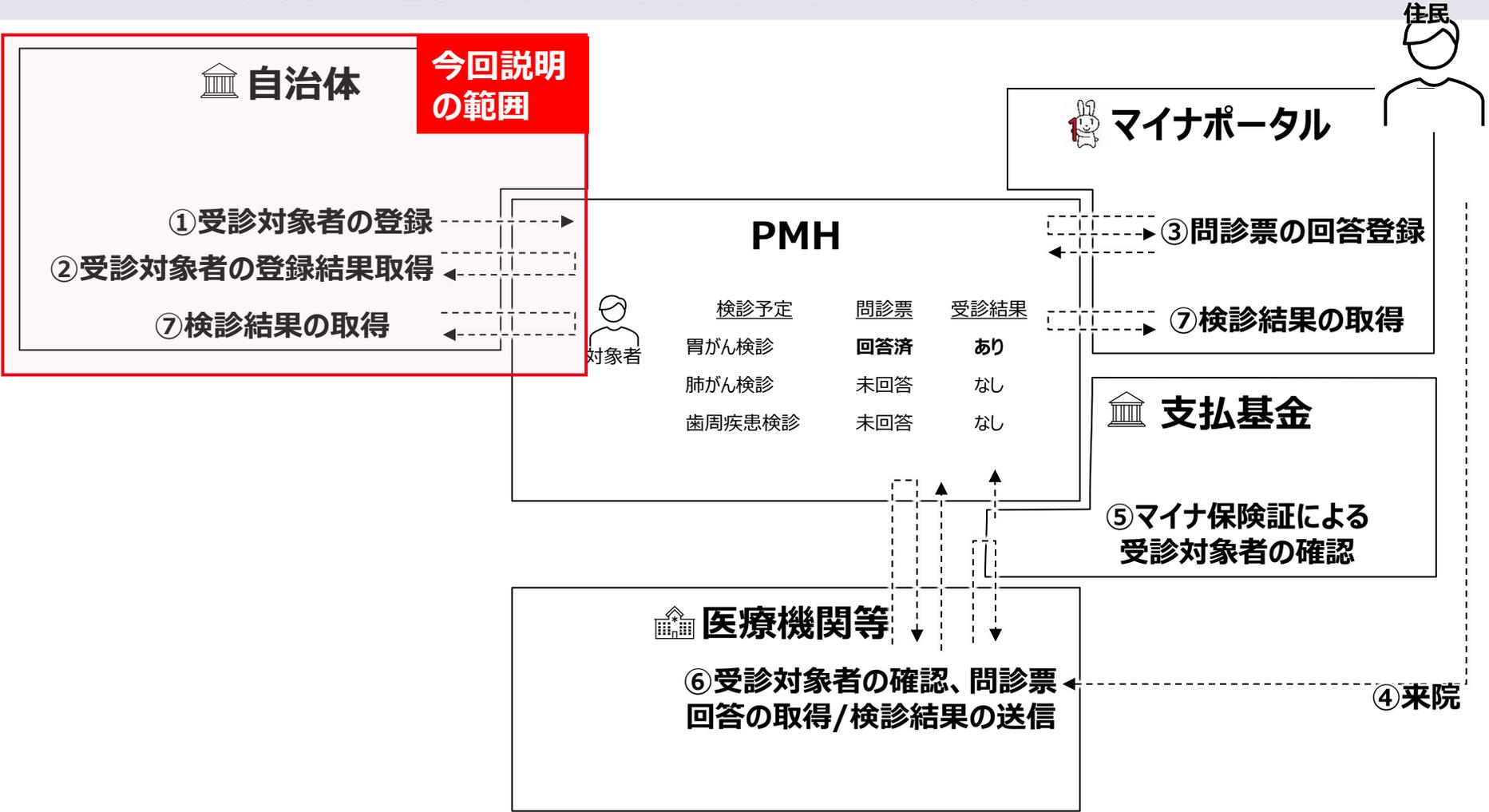
## 2. 令和7年度に対象となる自治体検診

- 自治体検診事務デジタル化事業では以下の図の青枠で示す健康増進法の検診を対象とする。
- このうち、令和7年度の先行実証事業では、歯周疾患検診とがん検診5種（胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がん）を対象としてマイナンバーカードを利用した自治体検診の電子化等に関する先行実証を行う。

乳幼児等	母子保健法 【対象者】1歳6か月児、3歳児 【実施主体】市町村 <義務>		
	児童生徒等		
学校保健安全法 【対象者】在学中の幼児、児童、生徒又は学生 ※就学時健診については小学校入学前の児童 【実施主体】学校(幼稚園から大学までを含む。) <義務>			
	被保険者・被扶養者	うち労働者	その他
39歳	医療保険各法 (健康保険法、国民健康保険法等) 【対象者】被保険者・被扶養者 【実施主体】保険者 <努力義務>	労働安全衛生法 【対象者】常時使用する労働者 ※労働者にも受診義務あり 【実施主体】事業者 <義務> ※一定の有害な業務に従事する労働者には特殊健康診断を実施	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <b>自治体検診</b>                      健康増進法                      【対象者】住民                      【実施主体】市町村 &lt;努力義務&gt;                      【種類】                      ・歯周疾患検診                      ・骨粗鬆症検診                      ・肝炎ウイルス検診                      ・がん検診                      (胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診)                      ・高齢者医療確保法に基づく特定健診の                      非対象者に対する健康診査・保健指導                 </div>
	高齢者医療確保法 【対象者】加入者 【実施主体】保険者 <義務>		
	75歳	高齢者医療確保法 【対象者】被保険者 【実施主体】後期高齢者医療広域連合 <努力義務>	

### 3. PMH導入後の業務運用イメージ

- 自治体がPMHに受診対象者情報を登録することにより、受診対象者はマイナポータルで問診票の入力や検診結果の閲覧が可能となる。
- 医療機関等では、受診対象者が記入した問診票の閲覧や検診結果の登録が可能となる。
- 医療機関等が検診結果をPMHへ登録することで、自治体は検診結果を取得することが可能となる。



## 4. 各機能で取り扱うデータ

対象業務 (業務運用イメージと対応)	関連データ								
①受診対象者の登録	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="551 361 1783 415">検診対象者情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="609 415 1131 479">マイナンバー</td> <td data-bbox="1210 415 1728 479">検診対象者情報 (5情報)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 479 1131 544">検診対象者番号※ 1</td> <td data-bbox="1210 479 1728 544">不開示フラグ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 544 1131 622">検診管理番号※ 2</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	検診対象者情報		マイナンバー	検診対象者情報 (5情報)	検診対象者番号※ 1	不開示フラグ	検診管理番号※ 2	
検診対象者情報									
マイナンバー	検診対象者情報 (5情報)								
検診対象者番号※ 1	不開示フラグ								
検診管理番号※ 2									
②受診対象者の登録結果取得	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="551 661 1783 715">登録結果情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="609 715 1131 779">登録ステータス</td> <td data-bbox="1210 715 1728 779">エラーリスト</td> </tr> </tbody> </table>	登録結果情報		登録ステータス	エラーリスト				
登録結果情報									
登録ステータス	エラーリスト								
⑦検診結果の取得	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="551 825 1783 879">検診結果情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="609 879 1131 943">マイナンバー</td> <td data-bbox="1210 879 1728 943">検診対象者情報 (5情報)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 943 1131 1008">検診対象者番号※ 1</td> <td data-bbox="1210 943 1728 1008">検診結果</td> </tr> <tr> <td data-bbox="609 1008 1131 1086">検診管理番号※ 2</td> <td data-bbox="1210 1008 1728 1086">問診票回答</td> </tr> </tbody> </table>	検診結果情報		マイナンバー	検診対象者情報 (5情報)	検診対象者番号※ 1	検診結果	検診管理番号※ 2	問診票回答
検診結果情報									
マイナンバー	検診対象者情報 (5情報)								
検診対象者番号※ 1	検診結果								
検診管理番号※ 2	問診票回答								

※ 1 検診対象者番号：市町村コード（6桁） + 宛名番号（15桁）を想定

※ 2 検診管理番号：自治体内で検診種類として一意に識別できる管理番号。令和7年度実証において、対象となる検診種類は、共通コードとして固定化する想定

※ 各データ項目の詳細は別紙のAPI設計書・ファイル設計書（調整中）を参照のこと

## 5. 健康管理システム等に求める機能内容

対象業務 (業務運用イメージと対応)	No	機能	機能概要
①受診対象者の登録	1	「検診対象者番号」 「検診管理番号」の附番・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>「検診対象者番号」「検診管理番号」の附番し管理する。 検診対象者番号：市町村コード（6桁） + 宛名番号（15桁）を想定 検診管理番号：自治体内で検診種類として一意に識別できる管理番号。 令和7年度実証において、対象となる検診種類は、共通コードとして固定化する想定</li> </ul>
	2	受診対象者情報の登録	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診対象者情報について、登録/変更/削除が発生した際にデータをPMHへ差分連携し登録する。 <b>【頻度】</b> 日次：日次で1回以上は同期が必要。</li> </ul>
②受診対象者の 登録結果取得	3	受診対象者登録結果 の取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録時に返却された処理通番をもとに、PMHから登録結果を差分取得する。</li> <li>登録が失敗した場合、エラーとなった受診対象者及びエラー内容を取得する。</li> <li>健康管理システム等への反映は任意とし、反映のタイミング・方法は自治体ごとに定義する。</li> </ul>
⑦検診結果の取得	4	検診結果（問診票回答）の 取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康管理システム等で指定された期間をもとに、PMHから検診結果を取得する。</li> <li>健康管理システム等への反映は任意とし、反映のタイミング・方法・対象スコープは自治体ごとに定義する。</li> </ul>

## 参考．健康管理システム等とのインターフェイス要件

- 健康管理システム等の改修が可能である場合は、CSV/JSONファイルの API連携を推奨いたします。また、健康管理システム等における API連携の改修が困難である場合でも PMH画面を活用した運用は可能です。健康管理システム等の改修方針に応じて、連携用CSVファイルの作成・アップロード等に自治体様において運用の手間が発生いたします。

PTN	健康管理システム導入状況	本事業における健康管理システムの改修可否	健康管理システム改修方針	自治体における運用方法	備考	
1-1	導入済み	可能	API連携 (JSON)	自動連携のため運用対処なし	推奨PTN	
1-2			API連携 (CSV)			
2			CSV/JSONファイル作成のみ改修可能	<b>【アップロード時】</b> ① 連携用CSV/JSONファイルをPMH画面よりアップロード <b>【ダウンロード時】</b> ① PMH画面から照会・CSVファイルをダウンロード ② 必要に応じて自治体内システムへ取り込み		LGWAN接続端末よりPMH画面へ接続しファイルをアップロード・ダウンロードする必要がある
3			不可	—		<b>【アップロード時】</b> ① 連携用CSV/JSONファイルを手作成 ② 連携用CSV/JSONファイルをPMH画面よりアップロード <b>【ダウンロード時】</b> ① PMH画面から照会・CSVファイルをダウンロード ② 必要に応じて自治体内システムへ取り込み
4	未導入	—	—	<b>【アップロード時】</b> ① 連携用CSV/JSONファイルを手作成 ② 連携用CSV/JSONファイルをPMH画面よりアップロード <b>【ダウンロード時】</b> ① PMH画面から照会・CSVファイルをダウンロード ② 必要に応じて自治体内システムへ取り込み	PTN2の運用に加え、連携用CSV/JSONファイル作成の手間が発生する	

## 6. 機能追加時の留意点

No	概要	詳細
1	問診票と検診結果の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度の実証においては、PMHで設定する問診票と検診結果は厚生労働省で取り決めた固定の様式を使用し、自治体ごとのカスタマイズは許容しないものとする。</li> </ul>
2	過去の検診結果の取り扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和7年度の先行実証では過去検診結果はPMHへの連携対象外とする。</li> </ul>
3	文字コードについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>文字集号：JIS X 0213（JIS第一水準～JIS第四水準漢字）</li> <li>文字コード：ISO/IEC 10646</li> <li>文字符号化形式：UTF-8</li> <li>上記に該当しない文字は「●」へ置き換えて連携</li> </ul>
4	PMHの利用時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>登録処理：平日08:00～20:00（登録受付は24時間/365日可能） ※外部システム（対象者の識別子を発行するシステム）の稼働時間により下記制約あり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>新規対象者が1件もない場合：識別子発行システムは経由しないため、24時間365登録結果を返却する。</li> <li>1件でも新規対象者がいる場合：平日08:00～20:00までのファイル連携であれば、当日中の登録結果を返却する。左記時間外の連携は翌営業日での返却となる。その場合、時間外に連携されたファイルの順序性はPMHで担保する。</li> </ul> </li> <li>登録結果取得処理：24時間/265日</li> <li>結果取得処理：24時間/265日</li> </ul>
5	登録完了時のメール連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>受診対象者の登録が完了したタイミングで、自治体ユーザとして登録したメールアドレスに登録結果/処理通番/アップロード日時を連絡する。</li> </ul>
6	CSVファイルの仕様について	<ul style="list-style-type: none"> <li>PMHへ連携するCSVはCSV国際標準仕様（RFC4180）に準拠する。</li> </ul>
7	認証方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>PMHと健康管理システム等が連携する前に、PMH保守運用事業者による運用作業としてIDトークン（健康管理システム等毎に固有）を払い出す。IDトークンは医療費助成/予防接種/母子保健とは異なるものを払い出す。</li> <li>APIコール時には、HTTPリクエストヘッダ（Bearer Auth）にIDトークン（自治体毎の固有のトークン）を付与してリクエストいただき、PMH側で検証および自治体を識別する。</li> </ul>
8	勧奨通知について	<ul style="list-style-type: none"> <li>自治体毎にマスタ登録された勧奨ルールに基づき、PMHからマイナポータルを通じて勧奨通知する。 ※詳細は「Appendix # 1 勧奨通知について」ページを参照のこと</li> </ul>

# Appendix#1 勧奨通知について 1/2

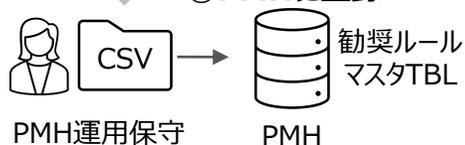
## 勧奨通知送付の流れ（概要）

### （1）勧奨ルールを設定

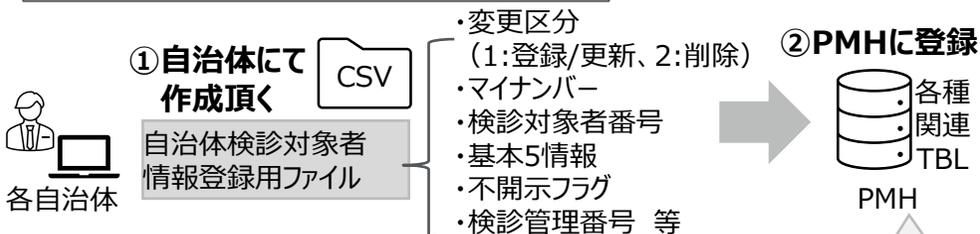


### ②PMHに連携

### ③PMHに登録



### （2）検診対象者の抽出・登録



検診対象者番号（自治体内の自治体検診の対象者を一意に特定する番号）を含む検診対象者情報、および勧奨対象の検診（検診管理番号）を指定したCSVファイルを作成頂く。

自治体向け画面、またはAPI経由（健康管理システム）で登録

## 実証事業における考え方

■実証事業においては、（2）で設定する**対象者全員（検診を受診するか否かは問わない）**に対し、**受診有効期間開始日**に、所管課様にご検討頂いた**定型のお知らせ文を1度だけ送付**するものとする。1つの検診に対して、お知らせ区分1の場合、2の場合それぞれで勧奨ルールを作成するものとする。以上より、実証事業においては、勧奨ルールは以下のように設定するものとする。

#### ・お知らせ区分 1：お知らせ本文 の場合

- ・検診管理番号：対象の検診管理番号を設定
- ・お知らせ回数：実証事業においては1を設定
- ・勧奨通知開始日、終了日：受診有効期間を設定
- ・お知らせ時に表示するテキスト：定型のお知らせ文

#### ・お知らせ区分 2：やることリスト本文 の場合

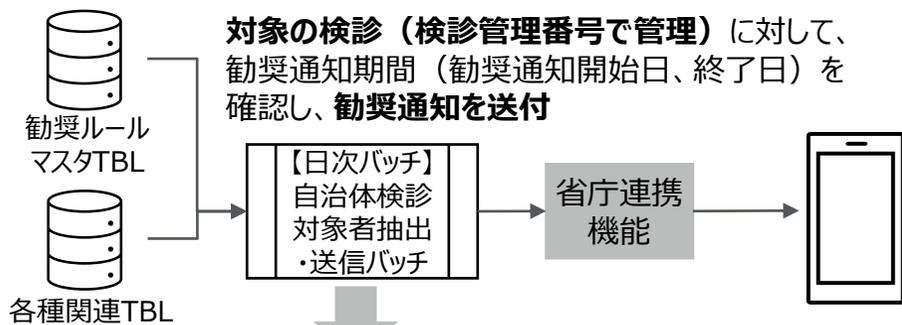
- ・自治体検診名、お知らせ回数、勧奨通知開始日、終了日はお知らせ区分1の場合と同じものを設定
- ・お知らせ時に表示するテキスト：受診有効期間を設定（マイナポのやることリストに表示される受診有効期間に反映される）

■検診対象者番号（自治体内の自治体検診の対象者を一意に特定する番号）を含む検診対象者情報、および勧奨対象の検診（検診管理番号で管理）を指定したCSVファイルを各自治体にて作成頂く。作成後、各自治体向け画面、またはAPI経由（健康管理システム）にて**受診有効期間開始日までにPMHに登録**する。

# Appendix#1 勧奨通知について 2/2

## 勧奨通知送付の流れ（概要）

### (3) 勧奨通知の送付



対象の検診（検診管理番号で管理）に対して、  
勧奨通知期間（勧奨通知開始日、終了日）を  
確認し、**勧奨通知を送付**

#### 勧奨ルールマスタTBLの例

勧奨ルールマスタID	自治体検診マスタID ※	勧奨通知開始日	勧奨通知終了日	お知らせ区分	お知らせ時に表示するテキスト
1	1	2026/3/16	2026/3/31	1	{検診名} 検診の受付を…
2	1	2026/3/16	2026/3/31	2	{受診有効期限開始_年}年…
3	2	2026/3/20	2026/3/31	1	{検診名}検診の受付を…
4	2	2026/3/20	2026/3/31	2	{受診有効期限開始_年}年…

※自治体検診マスタID：自治体の1つの検診（検診管理番号と紐づく）

## 実証事業における考え方

■自治体検診対象者抽出・送信バッチ（日次バッチ）は、対象の検診（検診管理番号で管理）に対して、勧奨ルールマスタに設定されている勧奨通知期間（勧奨通知開始日、終了日）を確認し、勧奨通知期間内の勧奨通知を、（2）で設定した**対象者全員（検診を受診するか否かは問わない）**に対し、省庁連携機能を経由してマイナポータルに対して勧奨通知を送付する。実証事業においては、**受診有効期間開始日に送付**することとする。

※（2）の設定が受診有効期間開始日に間に合わなかった場合は、対象者登録を実施した当日、または翌日の自治体検診対象者抽出・送信バッチ（日次バッチ）にて勧奨通知が送付される。

■勧奨通知として送付される定型のお知らせ文は右のとおり。

お知らせの定型文のうち、以下は自動で埋め込まれる。

- ・検診名
- ・受診有効期間
- ・関連ページ



## Appendix#2 自治体でご準備いただくデータリストについて

### 自治体検診マスタ登録用自治体検診ファイル

主な項目	備考	初期設定 オフライン連携
地方公共団体コード	市町村コード	
自治体検診名	対象の自治体検診名	
<b>検診管理番号</b>	検診種類ごとに附番された自治体検診を管理する番号	
検診種別	一次検査か精密検査かを区別するための種別	
問診票名	対象の問診票名	
等		

### 自治体検診マスタ自治体検診会場ファイル

主な項目	備考	初期設定 オフライン連携
会場コード	自治体検診の会場コード	
会場名	自治体検診の会場名	

### 自治体検診受診有効期限マスタファイル

主な項目	備考	初期設定 オフライン連携
<b>検診管理番号</b>	検診種類ごとに附番された自治体検診を管理する番号	
地方公共団体コード	市町村コード	
受診有効期限開始年月日	対象の自治体検診の受診有効期限開始日	
受診有効期限終了年月日	対象の自治体検診の受診有効期限終了日	
等		

### 自治体検診マスタ登録用自治体検診勸奨ルールファイル

主な項目	備考	初期設定 オフライン連携
<b>検診管理番号</b>	検診種類ごとに附番された自治体検診を管理する番号	
勸奨通知開始日	実証事業においては、対象の検診有効期間開始日を設定頂く想定。	
勸奨通知終了日	実証事業においては、対象の検診有効期間終了日を設定頂く想定。	
お知らせ区分	1:お知らせ本文、2:やることリスト本文	
お知らせ時に表示するテキスト	実証事業においては、お知らせ区分:1の場合、所管課様にご検討頂いたお知らせ文言を設定頂く想定。お知らせ区分:2の場合は検診有効期間を設定頂く想定。	
等		

### 自治体検診マスタ自治体検診URLファイル

主な項目	備考	初期設定 オフライン連携
URL	自治体検診に関するURL	
タイトル	URLのタイトル	
サブタイトル	URLのサブタイトル	
自治体検診名	対象の自治体検診名	
等		

### 自治体検診対象者情報登録用ファイル

主な項目	備考	随時 オンライン連携
変更区分	1:登録/更新 2:削除	
マイナンバー	個人番号。PMHキー、PMH仮名を発行する際に使用。	
<b>検診対象者番号</b>	自治体内の自治体検診の対象者を一意に特定する番号	
<b>検診管理番号</b>	検診種類ごとに附番された自治体検診を管理する番号	
基本5情報	氏名、氏名カナ、住所、生年月日、性別	
等		